（農水産業協同組合の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令の一部改正）

第五条　農水産業協同組合の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令（平成十四年内閣府農林水産省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第十一条の四十七第四項」を「第十一条の六十六第四項」に改める。

（農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部改正）

第六条　農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令（平成十六年内閣府農林水産省令第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第十一条の四十七第四項」を「第十一条の六十六第四項」に改める。

第三条第一項第四号中「、全国中央会（農業協同組合法第三十七条の二第一項に規定する全国中央会をいう。）」を削る。

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令の一部改正）

第七条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（平成二十六年内閣府農林水産省令第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「第十一条の四第一項本文」を「第十一条の八第一項本文」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（農業協同組合及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条　農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第十二条に規定する存続都道府県中央会（以下この条において「存続都道府県中央会」という。）については、第一条の規定による改正前の農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十八条第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、存続都道府県中央会が解散した場合又は改正法附則第二十七条第一項の規定により解散したものとみなされた場合にあってはその清算結了の登記の時、改正法附則第十二条の規定により組織変更をする場合にあってはその組織変更の効力が生ずる時までの間は、なおその効力を有する。

（農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この命令の施行の日前に作成された第六条の規定による改正前の農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令第三条第一項第二号の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等につき改正法第一条の規定による改正前の農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第三十七条の二第一項に規定する全国中央会の監査証明を受けたことを証する書類については、なお従前の例による。

2　改正法附則第七条第一項の規定によりなお従前の例により改正法附則第二十一条に規定する存続全国中央会（以下この項において「存続全国中央会」という。）の監査を受ける農業協同組合連合会が第六条の規定による改正後の農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令第三条第一項、第二十四条、附則第二条又は附則第五条の規定により経営強化計画を提出する場合における同令第三条第一項第四号、第二十四条第三号、附則第二条第四号及び附則第五条第三号の規定の適用については、存続全国中央会は、同令第三条第一項第四号に規定する公認会計士等とみなす。

省　令

○総務省令第五号

行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条（同令第十八条、第十九条第一項及び第二十二条において準用する場合を含む。）、第十二条第二項第三号及び第十四条第一項（これらの規定を同令第十九条第一項及び第二十三条において準用する場合を含む。）並びに第十六条（同令第十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、行政不服審査法施行規則を次のように定める。

平成二十八年一月二十九日

総務大臣　山本　早苗

行政不服審査法施行規則

（映像等の送受信による通話の方法による口頭意見陳述等）

第一条　行政不服審査法施行令（以下「令」という。）第八条（令第十八条及び第十九条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する方法によって口頭意見陳述の期日における審理を行う場合には、審理関係人（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第九条第三項に規定する場合において処分庁等が審査庁であるときにあっては審査請求人及び参加人、再調査の請求にあっては再調査の請求人及び参加人。以下この条において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であって審理員（法第九条第三項に規定する場合にあっては審査庁、再調査の請求にあっては処分庁、再審査庁が法第六十六条第一項において準用する法第九条第一項各号に掲げる機関である場合にあっては再審査庁）が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

（手数料の納付）

第二条　令第十二条第二項第三号（令第十九条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する総務省令で定める方法は、同号に規定する交付の求めにより得られた納付情報により納付する方法とする。ただし、審査庁又は再審査庁は、次に掲げる方法により納付させることが適当と認めるときは、当該納付情報により納付する方法に加え、次に掲げる方法を指定することができる。

一　審査庁又は再審査庁が指定する書面に収入印紙を貼って納付する方法

二　令第十二条第二項第一号（令第十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による公示をした審査庁又は再審査庁にあっては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成十三年財務省令第十号）別紙書式の納付書により納付する方法

三　令第十二条第二項第二号（令第十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による公示をした審査庁又は再審査庁にあっては、当該審査庁又は再審査庁の事務所（当該公示に係るものに限る。）において現金で納付する方法

2　前項の規定にかかわらず、審査庁又は再審査庁は、同項本文に規定する方法によることができないときは、令第十二条第二項第三号に規定する方法として、前項各号に掲げる方法を指定することができる。

（送付に要する費用の納付方法）

第三条　令第十四条第一項（令第十九条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票で納付する方法

二　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第三十八条第一項（法第六十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による交付の求めをした場合において、当該求めにより得られた納付情報により納付する方法